# 第5章 計画の推進について

## 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、行政、市民、関係機関等で総合的に取組を進めていく必要があるため、庁内組織である「静岡市次世代育成支援対策推進会議」において具体的に数値目標を設定した事業をはじめ、各事務事業の進捗状況を毎年度、把握・点検・評価し、庁外組織である「静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」や市民の意見を聞いて推進します。

## ○静岡市次世代育成支援対策推進会議

次世代育成支援対策推進会議は、次世代育成支援策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を会長として局長級職員で構成される「推進会議」、子どもの施策にかかわる関係部署が相互に連携し所掌事務を調査研究するため、課長級職員で構成される「幹事会」、資料の収集、整理、提供その他の作業を行うため、課長が指名した職員で構成される「担当者会議」の三層構造となっています。計画の推進について総合調整するとともに、新しいニーズに対応した施策について企画立案します。

## ○静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会

児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項を調査審議するための機関です。委員は、学識経験者をはじめ、児童福祉、青少年健全育成又は幼児教育など、様々な分野の専門家により構成されています。

計画の推進にあたり、児童福祉専門分科会委員より様々な角度からの意見をいただきながら、計画全体の進行管理や計画の見直し等を行います。

## 2 計画の進行管理

計画に位置づけられている各事務事業の進捗状況については、毎年度、把握・ 点検・評価するとともに、結果についても市ホームページなどを利用して広く 公表します。

また、新規事業や事業廃止、事業内容変更など事務事業の見直しについても、 毎年度実施します。計画に変更が生じた場合には、厚生労働省や静岡県へ報告・ 提出するとともに、市ホームページなどを利用して広く公表します。

## 3 計画及び制度の周知

計画の目標を達成するためには、保護者をはじめ、地域や事業主、行政が連携・協働して、子育て子育ちを支援していく必要があります。このためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、子育で応援総合ホームページ「ちゃむ」を活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。